

群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 2 月 16 日

群馬県後期高齢者医療広域連合長 松浦 幸雄

群馬県後期高齢者医療広域連合条例第 1 号

群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を
改正する条例

群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例（平成20年広域連合条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号を次のように改める。

- （1） 群馬県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成20年広域連合条例第2号。以下「条例」という。）附則第8条、第12条又は附則第15条の規定により読み替えて適用される第15条の規定により保険料を減額（前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号。以下「算定政令」という。）第10条第2項の規定により減額される額を除く。）するための財源に充てる場合

第6条第5号及び第6号を次のように改める。

- （5） 広域連合が条例第14条第1項第1号の2の規定により均等割額を減額（算定政令第10条第1項の規定により減額される額を除く。）又は条例第14条第2項及び附則第10条の規定により所得割額を減額するための財源に充てる場合

- （6） 広域連合が条例附則第11条又は附則第13条及び第16条の規定により読み替えて適用される第14条第1項第1号の規定により均等割額を減額（算定政令第10条第1項の規定により減額される額を除く。）するための財源に充てる場合

附則第2項中「平成23年」を「平成25年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。